

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☺ 在日外国人と雇用保険

Q：当社は、欧州の各国料理を売り物にしたレストランを数店舗もっていますが、本場の味をだすため、フランス人のコックを雇っています。これらの外国人は、日本の雇用保険の被保険者になれるのでしょうか。

A：被保険者になれます。

【解説】

日本国に在住する外国人は、原則として国籍のいかんを問わず被保険者となります。

これは、外国人が日本に在住しているかぎり、就職してその後失業の状態になったときには、雇用保険制度の趣旨からその外国人に必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなどその再就職を促進しなければなりませんので、外国人であっても被保険者としているものです。

ただし、雇用保険の被保険者となるべき外国人であっても、外国において雇用関係が成立してその後、日本国内にある事業所に赴き勤務している人については、その事業所と雇用関係が終了したとき、または雇用関係が終了する直前において帰国するのが通常であり、日本国に在住して失業の状態になるということはありませんので、被保険者にはなりません。

また、日本国に在住する外国人であっても、外国公務員である人や外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された人についても、被保険者にはなりません。

